

令和 7 年度

償却資産申告の手引き

安 城 市

日ごろは、市税業務にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

固定資産税の課税対象には、土地、家屋及び償却資産があり、このうち償却資産については、その所有者が資産の所在する市町村に申告することとされています。この度、令和 7 年度の申告をしていただく時期となりましたので、この手引きを参考に、申告書に必要な事項を記入し、期限までに提出くださるようお願いいたします。

1 申告が必要な方

令和 7 年 1 月 1 日（賦課期日）現在、安城市内に償却資産を所有している方

2 提出期限

令和 7 年 1 月 31 日（金）

申告書の受付開始日は令和 7 年 1 月 6 日（月）になります。

郵送又は電子申告（e L T A X）による提出にご協力ください。

3 提出書類

提 出 書 類	備 考
償却資産申告書（償却資産課税台帳）	2 部複写の 1 枚目を提出 記入例 p.10 ～p.11 参照
種類別明細書（増減資産・全資産用）	2 部複写の 1 枚目を提出 記入例 p.12 ～p.15 参照

※各書類の 2 枚目は、申告者の控用ですので、大切に保管しておいてください。

※郵送による申告で、「控用」に本市の受付印が必要な方は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

「控用」に受付印の必要のない方は、「提出用」のみ提出してください。

4 提出先及び問い合わせ先

〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号

安城市役所 総務部 資産税課 償却資産係

電 話 0566-71-2215（家屋係共通）

0566-76-1111（代表）

F A X 0566-76-1112

受付時間 8:30-17:15（土・日・祝日・年末年始を除く）

目 次

1 申告の方法	(1)増減資産申告(安城市の様式により申告する場合) … 1
	(2)電算処理による全資産申告 …… 1
	(3)電子申告(e L T A Xにより申告する場合) …… 1
2 償却資産(固定資産)の申告義務 …… 2	
3 償却資産とは	(1)申告しなければならないもの …… 2
	(2)申告の対象から除外されるもの …… 3
4 償却資産の種類 …… 4	
5 家屋と償却資産の区分 …… 5	
6 業種別の主な償却資産	(1)内容例 …… 6
	(2)不動産賃貸業の償却資産の例 …… 7
7 課税標準の特例・非課税	(1)課税標準の特例 …… 8
	(2)非課税 …… 8
	(3)減免 …… 8
8 国税との主な違い …… 9	
9 その他の事項 …… 9	
10 申告書の記入例 …… 10・11	
11 種類別明細書(増減資産・全資産用)の記入例【前年度までに申告している方】	12・13
12 “ ”	【初めて申告する方】 …… 14・15
13 減価残存率と評価計算方法 …… 16	
14 償却資産とその耐用年数 …… 17	

◎申告書の書き方がわからない場合

以下のものをお持ちの上、お早めにご相談ください。

《お持ちいただくもの》

確定申告書、固定資産台帳又は減価償却内訳明細書、

その他、減価償却資産の明細のわかる書類（共同住宅等を新築された方は、見積書等）

〒 446 - 8501

愛知県安城市桜町 18 番 23 号

安城市役所

資産税課償却資産係 行

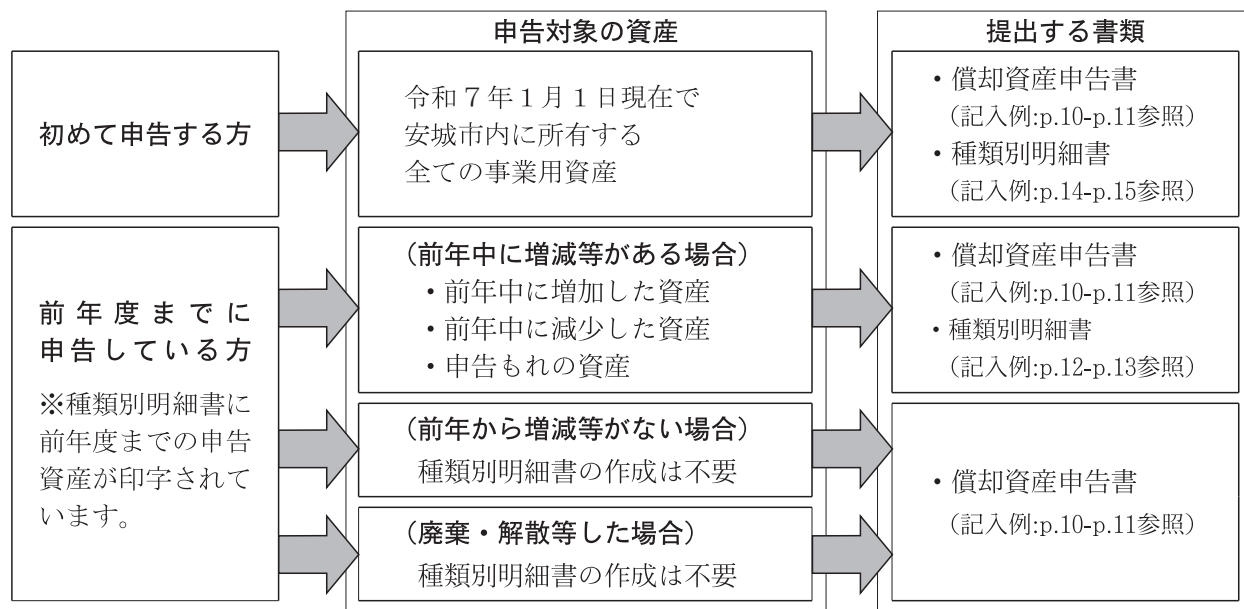
(償却資産申告書 在中)

←きりとり線

申告書を郵送で提出する際に、
切り離して宛名としてご利用ください。

1 申告の方法

(1) 増減資産申告（安城市の様式により申告する場合）



(2) 電算処理による全資産申告（申告者側の電算システムで作成した様式により書面で申告する場合）

毎年1月1日現在で安城市内に所有する全ての事業用資産を記載し、課税標準額まで算出して申告してください。

新たに電算処理による全資産申告をされる場合は、申告様式、課税標準額の算出の精度等、事前の検証・確認を必要としますので、令和6年12月13日（金）までに必ず連絡してください。

(3) 電子申告（e L T A Xにより申告する場合）

地方税ポータルシステム「e L T A X（エルタックス）」を利用して電子申告ができます。e L T A Xの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、e L T A Xホームページをご覧ください。ご利用に際してご不明な点等は、e L T A Xホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

e L T A Xホームページ
<https://www.eltax.lta.go.jp/>



e L T A Xホームページ「よくあるご質問」
<https://eltax.custhelp.com/>



◆注意事項◆

- ① 決算期以降、賦課期日（1月1日）現在までの間に取得した資産については、申告もれのないようにしてください。
- ② 本年度の申告において過去の申告もれ資産がある場合には、過年度にさかのぼって課税されますので、ご承知おきください。
- ③ 該当資産がない場合や廃業、解散、休業、移転等があった場合でも申告は必要ですので、その旨を申告書の「18 備考」に記入して、提出してください（p.10-p.11 参照）。

2 償却資産（固定資産）の申告義務

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数その他償却資産課税台帳の登録及び償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに当該償却資産の所在する市町村長に申告しなければならないとされています（地方税法第383条）。

正当な事由なく申告しなかった場合又は虚偽の申告をした場合は、過料及び懲役又は罰金刑に処せられることがあります（地方税法第385条・第386条、安城市税条例第68条）。

3 償却資産とは

土地及び家屋以外で事業の用に供することができる有形の固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるもの（所得税又は法人税が課されない者が所有するものを含む）をいいます。

具体的には、会社や個人が事業を営むために所有している構築物、機械・装置、車両・運搬具、工具・器具・備品などの資産を償却資産といい、土地及び家屋と同様に固定資産税が課税されます。

（1）申告しなければならないもの

原則として、耐用年数が1年以上で取得価額が10万円以上の資産。取得価額が10万円未満であっても固定資産として個別に減価償却しているものは、申告が必要です。

なお、次に掲げるものも申告が必要です。

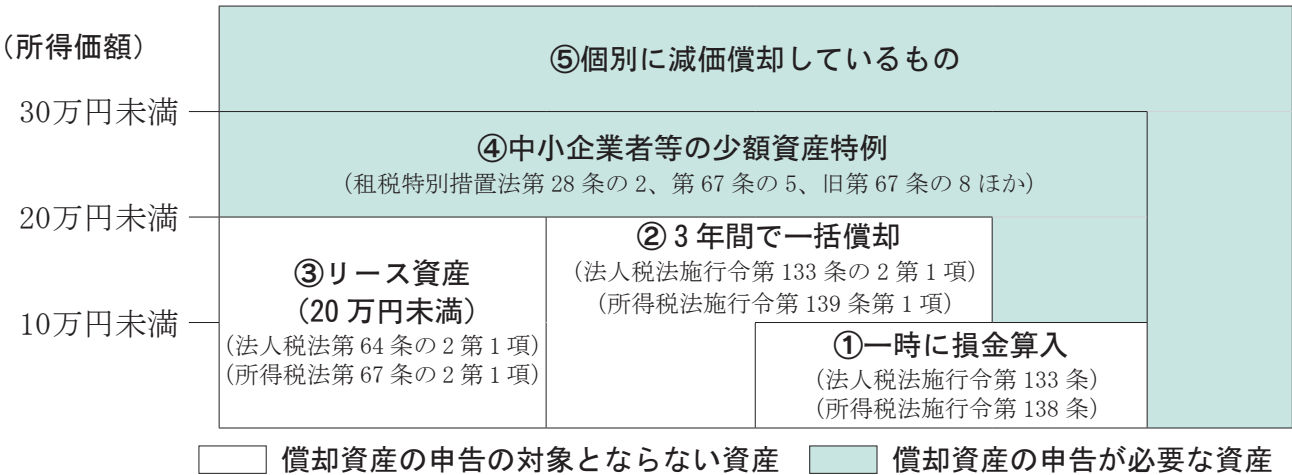
1 遊休資産・未稼働資産	稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産 既に完成しているが、まだ稼働していない資産		
2 建設仮勘定の資産	建設仮勘定に計上されているが、1月1日現在でその全部又は一部が完成し、事業の用に供することができるものの完成部分		
3 簿外資産	会計帳簿に記載されていない償却資産		
4 償却済資産	減価償却が終わり、会計帳簿上で残存価額のみが計上されている資産		
5 減価償却を行っていない資産	赤字決算等のため減価償却を行っていないが、本来減価償却が可能である資産		
6 資本的支出（改良費）	資本的支出（改良費）として資産計上した資産は、新たな資産とみなし、改良された本体と区分して申告してください。		
7 割賦販売で購入した資産	原則として、買主が申告してください。		
8 リース資産 ※契約内容により、申告していただく方が異なります。	リース契約の内容	貸している人 （リース会社）	借りている人 （ユーザー）
	リース期間満了と同時に資産は回収される、通常の賃貸借	○申告	×
	所有権留保付割賦販売等、リース期間満了後に資産が借りている人の所有物となる、実際の売買にあたるようなもの	×	○申告
	※所有権移転外ファイナンスリース取引…償却資産申告では所有者であるリース会社等貸し主が申告する。		

9 少額の減価償却資産	耐用年数（使用可能期間）が1年未満の資産又は取得価額が10万円未満の資産であっても、固定資産として個別に減価償却している資産については、取得価額に関わらず申告が必要です。（下図《 少額資産の取扱い 》⑤参照）
10 中小企業者等の少額資産特例	地方税法では、租税特別措置法による即時償却（租税特別措置法を適用して損金に算入した資産）は認められないため、通常の資産と同様に減価償却資産として申告してください。（下図《 少額資産の取扱い 》④参照）
11 家屋の特定附帯設備	家屋の所有者と異なる方（テナント等）が自らの事業を営むために、貸ビル・貸店舗等に施工した内装・造作及び建築設備を特定附帯設備といい、施工した方（テナント等）の申告が必要となります。 (p.5「5 家屋と償却資産の区分」参照)
12 大型特殊自動車	建設機械、工業用機械等で、自動車登録番号の分類番号が、0,00～09,000～099のもの又は9,90～99,900～999のもの（p.4「4 償却資産の種類」参照）

（２）申告の対象から除外されるもの 次に掲げるものは、申告の対象とはなりません。

- ・自動車税及び軽自動車税の課税対象である自動車、軽自動車、小型特殊自動車（注）、二輪の小型自動車、原動機付自転車（カーナビ、オーディオ等の付属装置を含む）
（注） 小型のフォークリフト（事業所構内のみで使用するものを含む）、乗用の小型農耕作業用自動車等は、軽自動車税（小型特殊自動車）の対象です。市役所市民税課又は支所にてナンバー登録をしてください。
- ・取得価額が少額の減価償却資産のうち申告対象外のもの（下図《 少額資産の取扱い 》①②③参照）
 - ① 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
 - ② 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
 - ③ 所得税法及び法人税法に規定する一定のリース資産で取得価額20万円未満の資産
- ・建物本体及びその所有者が施工した設備等で、固定資産税の取扱い上家屋として扱うもの
- ・無形減価償却資産（鉱業権、漁業権、特許権、ソフトウェアなど）
- ・繰延資産（創立費、開業費、開発費など）
- ・棚卸資産（商品、製品、原材料、貯蔵品など）
- ・古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの
 上記以外の美術品等で、時の経過によりその価値が減少しない資産（原則として100万円以上）

《 少額資産の取扱い 》



4 償却資産の種類

資 産 の 種 類		内 容 説 明	
第 1 種	構 築 物	土地に定着した 土木設備・工作物等	舗装（駐車場舗装、構内舗装）、門・塀・緑化施設・庭園・ 屋外排水溝等外構工事、広告塔、ビニールハウス等
	建物附属設備	家屋の所有者が 施工した建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、特定の生産又は業務用の設備、 屋外設備等 ※建物附属設備は償却資産として評価するものと、 家屋として評価するもの（償却資産の申告が不要）とに 区分されます。 (右頁「5 家屋と償却資産の区分」参照)
		家屋の所有者と異なる 者が施工した設備	1. 上欄の建物附属設備 2. テナント等が貸ビル等に施工した内装・建築設備 (p.3「11 家屋の特定附帯設備」を参照)
第 2 種	機械及び装置	製造機械設備	食肉加工設備、食品製造設備、金属製品製造設備、電気 機器製造設備、自動車部品製造設備、その他製造機械設 備等
		自走式作業用機械	建設機械の大型特殊自動車 (分類番号「0、00～09 及び 000～099」の車両) で、 ブルドーザー、パワーショベル、クレーン等、 大型特殊自動車に該当する 農耕作業用自動車（最高時速 35km/h 以上のもの） 等
		その他機械装置	太陽光発電設備等
第 3 種	船 舶	ボート、モーターボート、ヨット等 ※船舶の主たる停泊場所が安城市外の場合は、停泊場所がある市町村 に申告してください。	
第 4 種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等	
第 5 種	車両及び運搬具	大型特殊自動車 荷車、台車等	建設機械及び農耕作業用自動車以外の大型特殊自動車 (分類番号「9、90～99 及び 900～999」の車両) 大型フォークリフト等 ※①長さ 4.7 m、②幅 1.7 m、③高さ 2.8 m、 ④最高時速 15km/h の基準を 1 つでも超えているもの は、小型特殊自動車（軽自動車税の対象）ではなく、 大型特殊自動車となり、償却資産の対象となります。 ※自動車税、軽自動車税の対象となる資産は、対象外
第 6 種	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	工 具	金型、木型、測定工具、治具、取付工具、検査工具、 ドリル、カッター等
		器 具 ・ 備 品	陳列ケース、壁掛型エアコン、電気機器、ガス機器、 事務機器、通信機器、看板、広告器具、理・美容機器、 医療機器、自動販売機、その他の器具備品等

なお、この償却資産の範囲は、法人税確定申告書別表 16（一）、（二）〈減価償却費の計算〉又は所得税確定申告書の償却費の計算欄に記入された資産から、固定資産税が課税される家屋、自動車税及び軽自動車税が課税される自動車等を除いたものにおおむね一致します。

5 家屋と償却資産の区分 ※この表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備 照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	L A N設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管、配線等	○			◎
	インターホン設備	集合玄関機等	○			◎
		上記以外の設備	○			◎
	監視カメラ (I T V) 設備	受像機（テレビ）、カメラ		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式（火災報知装置、通報装置、受像機）	○			◎
	給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎	
配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等			○			◎
給湯設備		局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用・床暖房用等） 中央式給湯設備	○			◎
ガス設備		屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
衛生設備	設備一式（洗面器・大小便器等）	○			◎	
	浄化槽		◎		◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備等	○			◎
	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物用専用昇降機（ダムウェーター）等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
		冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン、ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎

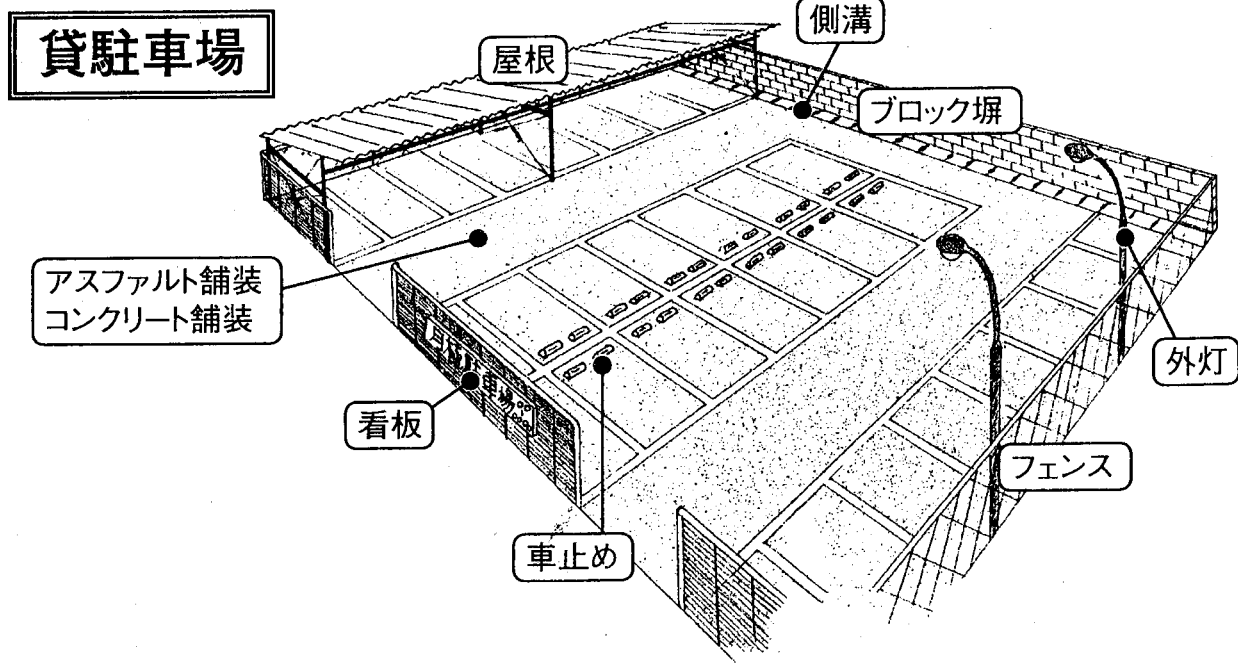
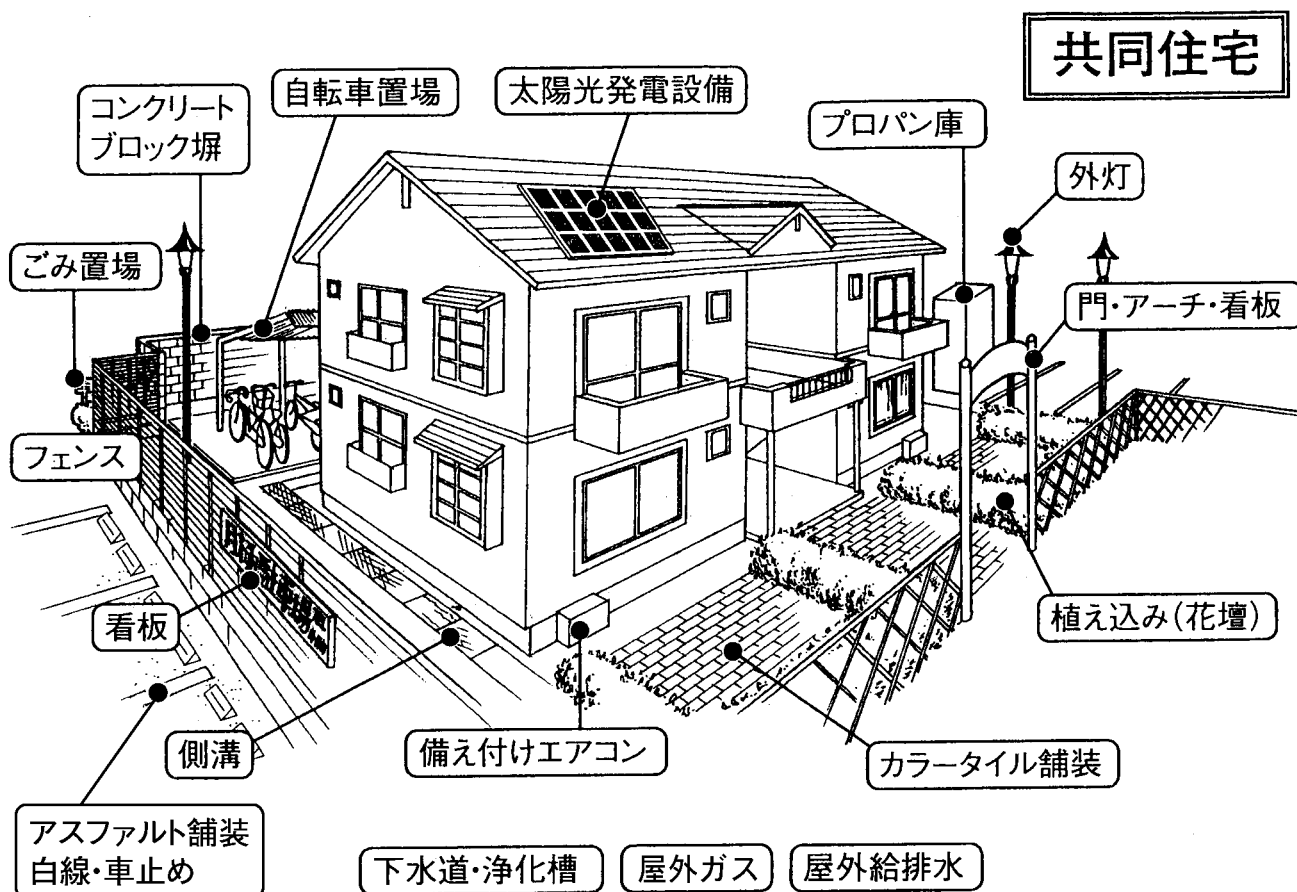
※家屋と設備の所有者が異なる場合とは、テナント等が事業用に貸店舗等に施工した場合のことです。

6 業種別の主な償却資産

(1) 内容例

業 種	主 な 償 却 資 産 の 内 容
各業種に共通するもの	駐車場設備、舗装、門、塀、フェンス、庭園・植栽、看板、外灯、受変電設備、発電設備、中央監視制御装置、浄化槽、簡易間仕切、事務机、椅子、応接セット、キャビネット、ロッカー、テレビ、壁掛型エアコン等の冷暖房設備、パソコン、複写機、レジスター、タイムレコーダー、金庫等
金 属 加 工 業	機械の給排水設備、旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス、コンプレッサー、測定・検査工具等
農 業	ビニールハウス、梨棚、ぶどう棚、農業用設備、農機具等
小 売 業	冷蔵ストッカー、陳列ケース、冷凍冷蔵庫、ネオンサイン、自動販売機等
食 肉 ・ 鮮 魚 販 売 業	冷凍庫、冷蔵庫、陳列ケース、肉切機、挽肉機、電子秤等
ガ ソ リ ン 給 油 所	構内舗装、家屋と構造上一体となっていないキャノピー、照明設備、地下タンク、ガソリン計量機、洗車機、リフト、充電器、コンプレッサー、消火器、自動販売機等
喫 茶 ・ 飲 食 店	テーブル、椅子、厨房設備、厨房用品、カラオケ、テレビ、冷凍冷蔵庫、ネオンサイン、自動販売機等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包装置等
理 ・ 美 容 業	理・美容椅子、消毒殺菌器、タオル蒸器、赤外線灯、洗面設備、パーマ器、ネオンサイン、サインポール等
自 動 車 修 理 業	構内舗装、旋盤、プレス、リフト、コンプレッサー、充電器、測定・検査工具等
開 業 医	歯科診療用ユニット、レントゲン機器、消毒殺菌用機器、手術機器、調剤機器、光学検査機器等
不 動 産 賃 貸 業 (貸店舗、アパート経営等)	屋外給排水設備、太陽光発電設備、自転車置場、側溝等（右頁 参照）

(2) 不動産賃貸業の償却資産の例



7 課税標準の特例・非課税

(1) 課税標準の特例

地方税法第349条の3、同法附則第15条、第15条の2及び第15条の3に規定する一定要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。新たに特例適用資産を取得された場合は、「固定資産税課税標準特例適用申告書」に必要事項をご記入の上、事実を証する書類等を添付して提出してください。

※「固定資産税課税標準特例適用申告書」は、安城市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

【課税標準の特例の一例】（詳細につきましては、安城市公式ウェブサイトでご確認ください。）

適用規定		施設・設備の種類		適用期間	課税割合	添付書類
第349条の3 地方税法	第27項	家庭的保育事業者が当該事業に直接供する償却資産 (H30 年度課税分から)		永年	1/3 (※1)	・対象資産がそれぞれの事業の用に供していることが確認できる書類
	第28項	居宅訪問型保育事業者が当該事業に直接供する償却資産 (H30 年度課税分から)				
	第29項	事業所内保育事業者が当該事業に直接供する償却資産 (H30 年度課税分から)				
地方税法 附則第15条	第2項	公共の危害防止のための処理施設	汚水・廃液処理施設 (H30. 4. 1 ～ R8. 3. 31 取得分)	永年	1/2 (※1)	・処理施設設置届出書 (写) ・処理過程図 (写) 等
			公共下水道使用者が設置した除害施設 (R4. 4. 1 ～ R8. 3. 31 取得分)		4/5 (※1)	
	第41項 (旧42項)	雨水貯留浸透施設 (本市では境川・猿渡川流域が対象) (R3. 11. 1 ～ R9. 3. 31 取得分)		永年	1/3 (※1)	・県の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画
	(旧32項)	特定事業所内保育事業の用に供する償却資産 (H29. 4. 1 ～ R6. 3. 31 までに企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者)		最初の5年度分	1/3 (※1)	・企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けたことが確認できる書類等
	第44項 (旧45項)	中小企業者等が取得した先端設備等導入計画に記載された一定の機械装置等				①先端設備等導入計画の申請書(写)及び認定書(写) ②認定経営革新等支援機関による投資計画に関する確認書(写)等
		機械装置・工具・器具備品等 (R5. 4. 1 ～ R7. 3. 31 取得分)		取得後3年度分	1/2	上記①、②に加え、 ③従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面(写)
賃上げ方針の表明あり		機械装置・工具・器具備品等 (R5. 4. 1 ～ R6. 3. 31 取得分)	取得後5年度分	1/3		
		機械装置・工具・器具備品等 (R6. 4. 1 ～ R7. 3. 31 取得分)	取得後4年度分	1/3		

平成24年度地方税法改正により、一部の特例については、地方自治体の条例により課税割合を定めること(わがまち特例)とされたため、(※1)は安城市税条例で定めた課税割合となっています。

(2) 非課税

非課税とされる償却資産(非課税適用資産)とは、地方税法第348条に規定される一定要件を備えた償却資産をいいます。非課税適用資産を取得された場合は、「固定資産税非課税適用申告書」に必要事項をご記入の上、事実を証する書類を添付して提出してください。

※「固定資産税非課税適用申告書」は、資産税課に用意してありますのでご連絡ください。

(3) 減免

火災、風水害、震災などにより償却資産が被害を受けた場合で、安城市税条例及び同施行規則に規定される要件を満たすときは、減免を受けることができます。

減免を受けるには、火災等の発生の日から30日以内に申請する必要があります。詳しくは資産税課償却資産係までお問い合わせください。

8 国税との主な違い

適 用 事 項	固定資産税（地方税法）	国 税（税 務 会 計）
償 却 計 算 の 目 的	償却資産の「価格」の算定のため （償却資産の財産価値に対する課税のため）	各事業年度の課税対象となるべき 所得の計算のため （減価償却費の計算のため）
償 却 計 算 の 基 準 日	賦課期日（1月1日）	事業年度末
減 価 償 却 の 方 法	原則として定率法 ※税務会計の旧定率法で用いる減価率 を使用します。	定額法、定率法等から選択
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧 縮 記 帳	×認められない ※圧縮前の取得価額で申告	○認められる
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	×認められない	○認められる
耐 用 年 数 の 短 縮	○認められる ※国税局長の承認通知書（写）を添付	○認められる
増 加 償 却	○認められる ※税務署長への届出書（写）を添付	○認められる
評価額の最低限度 （償却限度額）	取得価額の5／100	1円（備忘価格）
資本的支出（改良費）	区分評価（改良を加えられた資産と 改良費を区分して評価）	原則として区分評価 （一部、合算評価あり）

9 その他の事項

事 項	説 明
課 税 標 準 額	賦課期日（1月1日）現在における償却資産の価格（償却資産課税台帳の 登録価額）です。
税 率	1．4／100 （例：課税標準額が200万円の場合、年税額は28,000円となります。）
免 税 点	償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合、償却資産に対しては 課税されません。ただし、申告は必要です。
納 期 限	1期（4月）・2期（7月）・3期（12月）・4期（翌年2月）の4回で 納めていただきます。
実 地 調 査 等	地方税法第408条の規定に基づき、申告内容に誤りがないかを確認するた めの調査を順次行っていますので、ご協力をお願いします。また、調査の結果、 修正申告が必要になる場合があります。その場合の課税は、現年度だけでなく 過年度にも遡及することがありますので、あらかじめご承知おきください。

10 申告書の記入例

郵送で提出される方で「控用」に本市の受付印が必要な場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。受付印が不要な場合は「提出用」の申告書のみ提出してください。

【所有者住所】
個人は住民登録をしている住所、法人は主たる事務所等の所在地を記入してください。

【所有者氏名】
個人の場合は、その氏名、屋号、法人の場合は、その名称及び代表者氏名を記入してください。
※電算打ちされたものに変更又は誤りがある場合は、**朱書きで訂正**してください。

共有の場合は、「〇〇〇〇（代表者）外△名」という共有名義で申告してください。あわせて申告書右下の「18.備考」に共有者全員の住所及び氏名を記入してください。

【前年前に取得したもの（イ）】
昨年までの申告に基づき、所有資産の取得価額を印字しています。取得価額に修正がある場合には**朱書きで訂正**してください。

令和 7 年 1 月 13 日

安 城 市 長

令和 7 年度
償却資産申告書

受付印

1 (ふりがな) 住 所
446-0041
安城市桜町18番23号
安城ビル8階
(0566) 76 局 1

2 (ふりがな) 氏 名
安城桜町工業株式会社
だいひょうとりしまりやく あんじょう いちろう
代表取締役 安城 一郎
(屋号)

資産の種類	取 得 価				前年中に取得したもの (イ)				
	前年中に減少したもの (ロ)								
1 構 築 物	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	8
2 機 械 及 び 装 置									14 2
3 船 舶									
4 航 空 機									
5 車 両 及 び 運 搬 具									
6 工 具 、 器 具 及 び 備 品									7
7 合 計									15 7

資産の種類

※ 評 価 額 (ホ)

※ 決 定 価

1 構 築 物	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
2 機 械 及 び 装 置								
3 船 舶								
4 航 空 機								
5 車 両 及 び 運 搬 具								
6 工 具 、 器 具 及 び 備 品								
7 合 計								

記載する必要 (ただし、電算処理 される場合には記

印字内容に変更がある場合には、変更部分を＝線で消し朱書きで変更後のものを記入してください。
新規申告される方は（イ）（ロ）欄への記入は不要です。

【所有者コード】

自社様式の用紙で申告する場合は記入してください。

【個人番号又は法人番号】

所有者の個人番号又は法人番号を記載してください。
以前の申告で個人番号を記載された方は、今年度申告では個人番号の記載及び本人確認資料の提出を省略できます。

申告書（償却資産課税台帳）

※所有者コード		0000699999	
3 個人番号又は法人番号		8 短縮耐用年数の承認	有・ ☒ 無
4 事業種目 (資本金等の額)	事務用機械器具製造業 (50 百万円)	9 増加償却の届出	有・ ☒ 無
5 事業開始年月	昭和55 年 5 月	10 非課税該当資産	有・ ☒ 無
6 この申告に該当する者の氏名	(0566) 76 局 1111 番 経理課 安城花子	11 課税標準の特例	☒ 有・無
7 税理士等の氏名	税理士法人 安城事務所 (0566) 76 局 1112 番	12 特別償却又は圧縮記帳	有・ ☒ 無
		13 税務会計上の償却方法	☒ 定率法 ☐ 定額法
		14 青色申告	☒ 有・無
15 安城市内に おける事業所等 資産の所在地	① 桜町18番23号 ② 和泉町大下38番 ③ 里町4丁目12番地4		
16 借用資産	貸主の名称等 あいちリース(株) (有・無)		
17 事業所用家屋の所有区分	☒ 自己所有・借家		
18 備考(添付書類等) 該当する項目に○をつけて下さい。	① 資産増減あり ② 増減なし ③ 該当資産なし (市外に資産のある場合、所在する市町村名) ④ 廃業・解散・転出等 決算月 月 (年 月 日) ・令和6年〇月、合併により社名変更 ・令和6年〇月、□□死亡のため△△ に所有者変更 ・令和6年〇月 廃業		

該当する方を○で囲んでください。

【資産の所在地】
安城市内の事業所等資産の所在地を記入してください。
市内の事業所が増えた場合は追記してください。

【備考】
該当する項目に○をつけてください。

1. 資産増減あり
前回の申告から資産の異動があった場合
2. 増減なし
前回の申告から資産の異動がない場合
3. 該当資産なし
申告する資産がない場合
4. 廃業・解散・休業・移転等
安城市内に資産が無くなった場合は、該当する項目に○をつけ、その年月を記入

【その他】

- ・所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合
- ・廃業、解散、休業、移転等をした場合は、その内容及び年月
- ・納税管理人を定めている場合には、その者の住所、氏名
- ・その他参考となる事項

1 1 種類別明細書(増減資産・全資産用)の記入例【前年度までに申告し

この種類別明細書には、令和 6 年 1 月 1 日現在の所有資産を印字してあります。
令和 6 年 1 月 2 日から令和 7 年 1 月 1 日までに取得した資産および売却・滅失・移動等により
減少した資産がある場合、又は印字内容に変更がある場合に記入してください。

令和 7 年度		種類別明細書(増減資産・全資産用)													
※ 所有者コード		個人番号又は法人番号		※											
0000699999															
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月			(イ) 取 得 価 額				耐 用 年 数	減 価 残 存 率		
					年 号	年	月	十 億	百 万	千	円				
01	1	0 0 1 0 0	駐車場アスファルト舗装	1	R	3	5				1800000	10			
02	1	0 0 2 0 0	屋外給排水設備	1	R	3	5				2800000	10			
03	1	0 0 3 0 0	植栽工事	1	R	3	5				250000	15			
04	2	0 0 4 0 0	溶接機	1	H	27	10				4200000	9			
05	2	0 0 8 0 0	洗浄装置	1	H	30	2				3865000	9			
06	2	0 0 9 0 0	太陽光発電設備	1	R	4	11				5000000	17			
07	6	0 1 2 0 0	エアコン	3	R	2	10				300000	6			
08	6	0 1 3 0 0	金型	2	R	3	10				900000	2			
09															
10															
11															
12	1		金属フェンス	1	R	5	5				800000	10			
13	2		施盤	1	R	6	3				2200000	9			
14	2	この欄は 記載不要	レーザー溶接機	1	R	6	3				9500000	9			
15	2		研削盤	1	R	6	8				2500000	9			
16	6		パソコン	5	R	4	8				750000	4			
17															
18															
				小 計											

注意 「異動事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受け入れ、4 その他 のいずれかに

【**ている方**】

資産の内容に変更があったページのみ提出してください。

資産の増減・変更等がない場合には、この
種類別明細書は提出する必要はありません。

所 有 者 氏 名				1	枚のうち
安城桜町工業株式会社				1	枚 目
価 額	(ハ) 課税標準の特例	課税標準額		異動事由	摘 要
		率	コード		
				1・2 3・4	耐用年数 訂正
				1・2 3・4	取得価格 訂正
				1・2 3・4	
				1・2 3・4	R6.4 廃棄
				1・2 3・4	
				1・2 3・4	R6.7 一台廃棄
				1・2 3・4	
				1・2 3・4	
				1・2 3・4	
				1・2 3・4	
				1・2 3・4	
				1・2 3・4	申告もれ
				1・2 3・4	
				1・2 3・4	特例該当
				1・2 3・4	
				1・2 3・4	R6.2他市 から移動
				1・2 3・4	
				1・2 3・4	

しかに○を付けてください。

印字内容に誤りがある場合には
該当箇所を**朱書き**で訂正してくだ
さい。

前年中に減少した資産は＝線で
消し、減少理由を記入してくだ
さい（売却、廃棄、一部廃棄、
他市に移動など）。

資産の一部が減少した場合は、減少後の数量及び取得価額を朱書きしてください。

増加資産がある場合は手書きで
追記してください。
記載方法については、p.14-p.15
を参照してください。

【摘要】

課税標準の特例が適用される資産についてはその内容を記入してください。

例)「特例該当」

資産について特記すべき事項がある場合はその旨記載してください。
例)「短縮」「中古見積」「〇〇市から移動」など

12 種類別明細書(増減資産・全資産用)の記入例【初めて申告する方】

令和 7 年度

種類別明細書(増減資産)

※ 所有者コード 個人番号又は法人番号 ※

0000699999

行 番 号	資産 の 種 類	資産コード	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月			取 得 価 値 (十億)
					年 号	年	月	
01	1		構内アスファルト舗装	1	R	6	3	
02	2		LC万能施盤	1	R	6	4	
03	2		コンプレッサー	1	R	6	10	
04	2		NS旋盤	1	R	6	11	
05	5		台車	1	R	5	9	
06	6		金型	1	R	6	4	
07	6		複合機	1	R	3	10	
08								
09								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
小 計								

注意 「異動事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受け入れ

【資産の種類】

1: 構築物・建物附属設備
(内部造作を含む)

2: 機械及び装置

3: 船舶

4: 航空機

5: 車両及び運搬具

6: 工具、器具及び備品

この欄は
記載不要

【資産の名称等】

資産の名称・規格等を20文字
以内で記入してください。

【取得年月(年号)】

H:平成 R:令和

※初めて申告される方は、令和7年1月1日現在所有している全ての資産を記入してください。

資産・全資産用)

[illegible]

受け入れ、4 その他 のいずれかに○を付けてください。

【耐用年数】

減価償却資産の耐用年数に関する財務省令別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を記入してください（p.17参照）。

耐用年数の短縮、中古見積耐用年数を適用している場合には、実際に適用している耐用年数を記入し、摘要欄にその旨を記載してください。

例)「短縮」「中古見積」

【異動事由】

- 1:新品取得
2:中古品取得
3:移動による受入
4:その他

3、4は、
摘要欄に理由を記入してください。

【摘要】

課税標準の特例が適用される資産についてはその内容を記入してください。

例)「特例該当」

資産について特記すべき事項がある場合はその旨記載してください。

例) 「短縮」「中古見積」
「〇〇市から移動」など

【取得価額】

資産を取得するために直接支出した費用（引取運賃、運送保険料、荷役費、関税、据付費等の附帯費用を含む）を記入してください。

1 3 減価残存率と評価計算方法

注・「前年中取得のもの(ア)」の残存率は簡便法による

・「前年前取得のもの(イ)」は前年度価額に適用する率

(1) 償却資産減価残存率表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの
	(ア)	(イ)		(ア)	(イ)		(ア)	(イ)		(ア)	(イ)
			16	0.933	0.866	31	0.964	0.928	46	0.975	0.951
2	0.658	0.316	17	0.936	0.873	32	0.965	0.931	47	0.976	0.952
3	0.732	0.464	18	0.940	0.880	33	0.966	0.933	48	0.976	0.953
4	0.781	0.562	19	0.943	0.886	34	0.967	0.934	49	0.977	0.954
5	0.815	0.631	20	0.945	0.891	35	0.968	0.936	50	0.977	0.955
6	0.840	0.681	21	0.948	0.896	36	0.969	0.938	51	0.978	0.956
7	0.860	0.720	22	0.950	0.901	37	0.970	0.940	52	0.978	0.957
8	0.875	0.750	23	0.952	0.905	38	0.970	0.941	53	0.978	0.957
9	0.887	0.774	24	0.954	0.908	39	0.971	0.943	54	0.979	0.958
10	0.897	0.794	25	0.956	0.912	40	0.972	0.944	55	0.979	0.959
11	0.905	0.811	26	0.957	0.915	41	0.972	0.945	56	0.980	0.960
12	0.912	0.825	27	0.959	0.918	42	0.973	0.947	57	0.980	0.960
13	0.919	0.838	28	0.960	0.921	43	0.974	0.948	58	0.980	0.961
14	0.924	0.848	29	0.962	0.924	44	0.974	0.949	59	0.981	0.962
15	0.929	0.858	30	0.963	0.926	45	0.975	0.950	60	0.981	0.962

(2) 償却資産の評価計算

償却資産の評価額は、取得時期、取得価額及び耐用年数をもとに、以下のとおり計算します。
ただし、個々の資産については、**取得価額の5%が最低限度額**となります。

計算式

前年中に取得された償却資産

評価額 = 取得価額 × 減価残存率(ア)

前年前に取得された償却資産

評価額 = 前年度評価額 × 減価残存率(イ)

計算例

令和6年7月取得、取得価格：1,000,000円(ア)で、
耐用年数：2年の資産の場合

令和7年度；1,000,000円(ア) × 0.658(ア) = (b) 658,000円

令和8年度；658,000円(b) × 0.316(イ) = (c) 207,928円

令和9年度；207,928円(c) × 0.316 = (d) 65,705円

令和10年度；65,705円(d) × 0.316 = 20,762円

<50,000円

※令和10年度に算出額が取得価格(ア)の5%(50,000円)より低くなりますので、以降の評価額は50,000円(償却限度額)です。

14 償却資産とその耐用年数

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令より抜粋

資産の種類		細目	耐用年数	細目	耐用年数	細目	耐用年数			
1	構築物及び建物附属設備	ビジュアルス路面	3	工場緑化施設	7	広告用のもの { 金属造 その他 農業用ハウス { 金属造 ビニールハウス	20			
		アスファルト路面	10	庭園	20		10			
		コンクリート路面・砂利道	15	自転車置場	7		14			
		ブロックベ	15	外灯	10		8			
		金属製フェンス	10	ごみ置場	15					
	建物附属設備	可動間仕切り { 簡易なもの その他のもの	3	屋外消火栓	8	アーケード・日よけ設備	15			
			15	屋外給排水設備	15	冷暖房設備 { 冷凍機の出力が 22kw以下のもの その他のもの	13 15			
2	機械及び装置	食料品製造業用設備	10	鉄鋼業用設備	{ 5 9 14	総合工事業用設備	6			
		飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	10		非鉄金属製造業用設備		{ 11 7	電気業用設備 { 電気業用水力発電設備 鉄道又は軌道業用変電設備	22 15	
		繊維工業用設備	{ 3 7				金属製品製造業用設備		{ 6 10	太陽光発電設備 ガス業用設備 { 製造用設備 供給用設備
		{ 炭素繊維製造設備 その他の設備	7	はん用機械器具		12			水道業用設備	
		木材又は木製品（家具を除く）製造業用設備	8		生産用機械器具	{ 9 12		通信業用設備		
		家具又は装備品製造業用設備	11			業務用機械器具	7			倉庫業用設備 運輸に付帯するサービス業用設備
		パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	12	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備			{ 6 5 8		飲食料品卸売業用設備 飲食料品小売業用設備 ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	
		印刷業又は印刷関連業用設備			電気機械器具製造業用設備 情報通信機械器具製造業用設備 輸送用機械器具製造業用設備 その他の製造業用設備		7	宿泊業用設備 飲食店用設備 洗濯業、理容業、美容業、浴場業用設備		
		{ デジタル印刷 製本業用設備	4 7			農業用機械器具 水産養殖業用設備 鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	{ 6 5 9			自動車整備業用設備
		{ 新聞業用設備 その他	{ 3 10 10	{ 石油又は天然ガス鉱業用設備 その他の設備			{ 3 6 12			
		化学工業用設備			臭素、よう素、塩素化合物 塩化りん製造 活性炭製造 ゼラチン、にかわ製造		5 4 5 5			
		{ 臭素、よう素、塩素化合物 塩化りん製造 活性炭製造 ゼラチン、にかわ製造	5 4 5 5							
		石油製品又は石炭製品製造業用設備	7							
		プラスチック製品製造業用設備	8							
		ゴム製品製造業用設備	9							
		窯業、土石製品製造業用設備	9							
		3	船舶	モーターボート	4	ボート・ヨット	5			
		5	車両及び運搬具	フォークリフト ※償却資産の対象は大型特殊のみ	4					
		6	工具、器具及び備品	工具	金型	2	治具及び取付工具	3	切削工具	2
					測定又は検査工具	5				
				器具及び備品	事務機・椅子 { 金属製 その他	15 8	電子計算機 { パソコン その他	4 5	広告器具 { 金属製 その他	10 5
					応接セット { 接客業用 その他	5 8		複写機・計算機 レジスター・タイムレコーダー		{ 5 5
					陳列たな { 冷凍機付又は冷蔵機付 ・ケース { 其 その他	6 8	インターホン・放送用設備 電話設備・通信機器		6 { 6 10	理・美容機器 歯科診療用ユニット
					テレビ・ステレオ等音響機器	5		試験・測定機器 カメラ・映写機・望遠鏡	5 5	
冷暖房用機器	6				写真製作機器 看板・ネオンサイン	8 3	自動販売機・両替機 焼却炉		5 5	
電気冷蔵庫・洗濯機	{ 6 6									
その他電気ガス機器										

